

00902

鳥取縣公報

規則

○鳥取縣規則第五十三号

鳥取縣公報發行規則を次のように定める。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公報發行規則

(通則) 第一條 鳥取縣公報(以下公報といふ)の發行及び登載

についてこの規則の定めるところによる。

(登載事項)

第二條 公報に登載する事項は次の通りである。

一、條例

二、規則

三、訓令

昭和二十五年八月一日
火曜日

外

本書ノ大キサハ國上規格A五判

四、告示

五、告諭

六、選舉管理委員会、教育委員会、農地委員会及び公

安委員会の公示事項(規則、訓令、告示等)

七、縣議會に關する事項

八、監查委員会の行う公表

九、公告

十、雜報

十一、公報は定期、号外の二種とする。

十二、定期發行の公報は毎週二回火曜日及び金曜日に号を追つて發行する。但し發行日が休日のときは順次繰下げ

00903

るものとする。

3号外は緊急やむを得ないもの又は特に必要と認めたものを登載する。

4 公報は毎年十二月二十九日から一月七日までの間定期の発行を休止する。

第四條 法令等に基いて特に期日を指定されているもの又は急施を要するもので、さかのばつて適用しなければならないものは、合議の前に必ず廣報文書課長に連絡しておかなければならぬ。

(配布)

第五條 公報は次の箇所に対しても配付する。

- 一、本庁各部課
- 二、各席

- 三、各市町村（市町村議会を含む）

- 四、各都道府県及び各都道府縣議會

- 五、縣議會議員

- 六、監査委員

- 七、縣議會事務局

(販売)

第六條 公報は購読希望者に対して販売することができる。

2 前項の販売は知事の指定した販売所においてこれを行わせることがある。

3 販売價格は一箇月百円（郵送料を含む）とする。

4 第一項の規定により購読しようとする者は、購読希望の最初の月の前月二十日までに別記様式により知事宛に申込まなければならない。

第七條 前條の購読者は縣より發する納額告知書により

00903

購読金を納付しなければならない。

鳥取縣印刷所に回付しなければならない。
(原稿の締切)

第二條 前項の料金を指定期日までに納付しない者に対しては公報の送付を中止することがある。

(閲覧)

第八條 縣庁、地方事務所、市役所及び町村役場においては適当な箇所に公報を備えつけて縣民の閲覧に供しなければならない。

(原稿の回付)
第九條 公報に登載する事項は決裁後主管課において原稿を三通作成して責任者検印の上原議とともに廣報文書課長に回付しなければならない。

2 前項の場合條例にあつては縣議会の決議書の寫を添えなければならない。

(原稿の受付)
第十條 廣報文書課長は前條の原稿を受けた後第十一條に定める期日毎にとりまとめ、その登載種別にしたがい令達原簿に登録し、原稿に公布番号を記入の上第一條に掲げる事項の順序により編集して交付簿により

第十三條 第九條による原議は當該公報の印刷が完了したとき廣報文書課において「登載済印」を捺印して主管課に返付する。

第十四條 公報登載事項について正誤を要するときは、廣報文書課の校正に基づくものにあつては廣報文書課長

第十二條 但書のものにあつては當該主管課長が行う。
2 前項後段の正誤は文書をもつて廣報文書課に連絡しなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

別 記

鳥取縣公報配付申込書

一、昭和何年 何月より 何部宛
九、縣選舉管理委員、縣監査委員、議會の議長、副議長の人事異動

右購読希望につき鳥取縣公報發行規則により申込致します。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 氏名殿

住 所

團休長又は個人名 印

◇鳥取縣訓令甲第十四号

序 中 般

訓 令

鳥取縣公報配付申込書

二、昭和何年 何月まで 何部宛

右購読希望につき鳥取縣公報發行規則により申込致します。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 氏名殿

住 所

團休長又は個人名 印

◇鳥取縣訓令甲第十四号

序 中 般

訓 令

鳥取縣公報配付申込書

三、昭和何年 何月まで 何部宛

右購読希望につき鳥取縣公報發行規則により申込致します。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 氏名殿

住 所

團休長又は個人名 印

◇鳥取縣訓令甲第十四号

序 中 般

訓 令

鳥取縣公報配付申込書

四、昭和何年 何月まで 何部宛

右購読希望につき鳥取縣公報發行規則により申込致します。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 氏名殿

住 所

團休長又は個人名 印

◇鳥取縣訓令甲第十四号

序 中 般

訓 令

鳥取縣公報配付申込書

五、昭和何年 何月まで 何部宛

右購読希望につき鳥取縣公報發行規則により申込致します。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 氏名殿

住 所

團休長又は個人名 印

◇鳥取縣訓令甲第十四号

序 中 般

訓 令

鳥取縣公報配付申込書

官報報告規程を次のように定める。

昭和二十五年八月一日

官報報告規程

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 官報に掲載すべき事項の報告（以下官報報告事項といふ。）に関する事務を掌理させるため官報報告主任を置き官報報告事務担当課の長をもつてこれに充てる。

第二條 官報報告事項の概目は次の通りである。

一、史蹟、名勝、天然記念物保存法による仮指定

二、保安林の編入及び解除

三、縣議会の招集及び閉会並びに重要議決事項の概要

四、行政事務に関する條例

五、処務細則の制定並びに改廃

六、直接請求（請求書の受理、経過、結果）

七、知事、市長及び縣議會議員の選挙の期日の告示並びに選挙の結果

八、部長級以上（出納長を含む）縣公安委員、縣教育

この規程は公布の日から施行する。
昭和七年十一月序訓第十一号官報報告規程は廢止する。

別記様式

備考
一、報告に使用する用紙は官報およそ一頁大あづき色印刷とする
二、外枠は縦二三、五センチメートル横一五、七センチメートルとする
三、各課長は當該課分掌事務につき官報報告事項に該当する事件が生じたときは別記様式により、和英文原稿各五通を作製し、遅滞なく官報報告主任に報告しなければならない。但し、前條第三号、第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十三号の事項については英文原稿を要しない。
四、官報報告主任は前條の規定による報告を受けたときは遅滞なく報告の手続をしなければならない。

昭和二十三年八月鳥取縣告示第三百四十五号鳥取縣公報發行規程は廢止する。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00907

◇鳥取縣告示第三百八十一號

私立學校法附則第三項により、鳥取市岩倉四七一番地財團法人津田カレヂを學校法人津田カレヂに組織變更することを認可した。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百八十二號

學校教育法第四條及び第八十三條により次のよう各種學校の設置を認可した。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百八十三號

學校教育法第四條の規定により、次のよう私立學校の

昭和二十五年八月一日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日) 発行 鳥取縣鳥取市東町
第三種郵便物認可

印 刷 所 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣印 刷 所

昭和二十五年八月一日發行

設置を認可した。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、所在地 鳥取市岩倉四七一番地一

一、名 称

津田カレヂ高等學校

一、設置者

財團法人津田カレヂ

鳥取縣公報

縣會條例

◆鳥取縣會條例第一号

鳥取縣會公布式條例を次のように定める。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣會議長 浜 口 虎 太 郎

鳥取縣會公布式條例

第一條 鳥取縣會條例、鳥取縣會規則及び鳥取縣會告示

にはその條例、規則又は告示であることを明記して縣

會議長がこれに署名し公布の年月日を記入して同日こ

れを公布する。

第二條 鳥取縣會條例、鳥取縣會規則及び鳥取縣會告示

は特に施行の期日を掲げるものを除く外公布の日から

起算して十日を経過した日からこれを施行す

る。

昭和二十五年八月一日 火曜日

本書ノ大キサハ附一
幾格A五列

号

外 火曜日

第三條 鳥取縣會條例、鳥取縣會規則及び鳥取縣會告示
は鳥取縣に於て発行する鳥取縣公報に登載するを以て
公布の方法とする。但し鳥取縣公報を發行し得ないと
きは縣庁、市役所、町村役場の掲示場に掲示するを以
て公布の方法とする。

附 則

本條例は公布の日から施行する。

昭和二十一年十一月鳥取縣會告示第一號鳥取縣會告示
布方法の件及び昭和二十二年六月鳥取縣會告示第六號鳥
取縣會條例及び同規則公布方法の件は本條例施行の日か
ら廢止する。

◆鳥取縣會條例第二号

昭和二十二年六月鳥取縣會告示第三號鳥取縣會委員會條
例の一部を次のように改め公布の日から施行する。

00903

昭和二十五年八月一日

昭和二十五年八月一日

二

一、第三條第一項の次に左の一項を加へる。
前條第三項の規定は特別委員会にこれを準用する。

二、第十四條中「及び第百條第一項」を「第百條第一項
及び同條第二項」に改める。

三、第十五條「及び監査委員」を「監査委員、公安委員
会の委員及び教育委員会の委員その他法令又は條例に
基く委員会の代表者又は委員」に改める。

四、第十六條及び第十七條中「常任」を削る。

縣會規則

◆鳥取縣會規則第一號

昭和二十二年六月鳥取縣會告示第五號鳥取縣會議規則
の一部を次のように改め公布の日から施行する。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣會議長 浜 口 虎 太 郎

一、第十八條中「書記長」を「事務局長」に改める。

縣會告示

◆鳥取縣會告示第二號

昭和二十二年七月鳥取縣會告示第八號鳥取縣會事務局規
程の一部を次のように改め公布の日から施行する。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣會議長 浜 口 虎 太 郎

一、第五條第一項第一號中「書記長」を「事務局長」に
改める。

二、第七條第一項中「書記長」を「事務局長」に改める。

三、第九條第一項中「事務局に局長」を「事務局に事務

00910

局長」に改め同條第二項中「局長は書記長を以てこれ
に充て」を削る。

四、第十條第一項及び第二項中「局長」を各「事務局長」
に改める。

五、第十一條第一項中「縣會議長及び副議長が共に欠け」
の上に「縣會議長及び副議長に事故があるとき又は」
を加へ同項及び第二項中「局長」を各「事務局長」に
改める。

六、第十二條第一項中「及國書室運營委員會」を「國書
室運營委員會及び縣會弘報委員會」に改め同條第二項
中「調查審議する」を「調查審議、縣會弘報委員會は
刊行物の編輯頒布其他縣會活動の弘報に關する事項を
企画審議する」に改める。

七、第十三條第二項中「國書室運營委員會」の次に「及
び縣會弘報委員會」を挿入する。

鳥取縣公報

昭和二十五年八月一日
火曜日

本書ノ大キサハ固定規格八五判

選舉告示

◇選舉告示第十号

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣西部海区漁業調整委員會委員選舉につき次のとおり立候補の届出があつた。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣西部海区漁業調整委員會委員選舉選舉長 竹 本 金之助

届出月日	委員候補者氏名 (法人の名称)	通称	党派	職業	性別	生年月日	住所(事業場の所在地)
八月一日	都田 誠	なし	無所属	漁業	男	明治三十年十一月二十九日	鳥取縣西伯郡夜見村二、二四三番地